

令和3年3月1日(月)

開会 (9:54)

○小野徳重委員長

開会宣言。出席委員が10名であり定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された案件は、「補正予算」2件、「条例の制定」1件、「条例の一部を改正する条例」1件、「条例の廃止」3件、「財産の無償譲渡」1件、「指定管理者の指定」12件の計20件である。

議案の審査に入る前に、副市長よりあいさつ願いたい。

○高橋副市長

おはようございます。本日から3月で春らしい天候になっている。いろいろと紆余曲折があったが1月3日からスキー場を営業している。周りのスキー場が休んでいたり、一部営業ということもあり、入場者が増えている。平成28年が49,880人、平成29年48,282人、平成30年51,446人であった。昨シーズンは1日も営業できなかった。2月末までで64,000人の方に来場いただいた。売上もそこそこ伸びてきている。しかしながら、利用者からいろいろな声をもらっている。昨シーズン1日もできなかったこと、言い訳になるが従業員も世代交代が進み、慣れがなく駐車場の整備が遅れたり、リフトの運行時間が予定どおりいかなかったり利用者にご迷惑をかけている状況。この反省を踏まえ持続的にスキー場が運営できるように改良を重ねていく必要があると考えている。本日は案件が20件だがよろしく審議願いたい。

議第18号 令和2年度胎内市地域産業振興事業特別会計補正予算（第2号）

榎本農林水産課長説明

歳入歳出予算の総額から、それぞれ1,149万1千円を減額し、その総額を2億8,772万2千円とするもの。歳出の主なものは、第1款農林水産業費の1項5目ワイン製造施設運営事業費の15節原材料費で醸造用原材料代795万円を減額した。これは、防除担当者の退職、長雨の影響による定期散布の実施、ベト病が発生し、加えて4つのほ場で収穫前に熊による食害があって、加工用ブドウの収穫量が約9千キログラムとなり前年度の半分並みの収穫になったことによる。17節備品購入費で醸造用備品354万1千円を減額しました。これは、購入を

予定していたスパークリングワイン製造機について、リースによる導入に変更したことによる。歳入では、1款事業収入4項1目ワイン製造施設運営事業収入でワインの販売収入を減額した。ワインの販売については、1月末現在、前年比で約70%。コロナ禍の緊急事態宣言等の影響により首都圏からの注文が減少しており、当市のワインも影響を受けている。7款1項1目農業債は醸造用備品購入に係るものであるが、リースに変更したことから減額した。第2表地方債の補正で限度額を減額した。

質疑

○薄田智委員

原料となるワイン用ぶどうがクマ、病気等により前年比半分になったが、その対策は今年とっているのか。

○榎本農林水産課長

栽培主任の技術者が2月で退職した。管理が行き届いていない面があったかもしれない。そこで山梨の醸造指導を受けている方に技術者を探してもらっている。新たな方が決まったら適切な栽培管理をする会社とも話し合っている。

○薄田智委員

状況は厳しいと思いますので早めに対応としてコロナの終息後の需要に備えてほしい。

○渡辺宏行委員

後継者の育成はどう考えているのか。

○榎本農林水産課長

12月に急遽辞める話が出た。会社には栽培担当の20代の社員が1名いる。今後はできるだけ地元の間人を採用しよう。技術指導を受けながら技術を習得してもらいたい。

○八幡元弘委員

スパークリングワインの需要はあるのか。

○榎本農林水産課長

スパークリングワインの国内需要は伸びてきている状況。平成 27 年ころに 1,000 本ほど作った。スパークリングワインにするには沈殿物の除去が必要なため機器をリースする。胎内高原ワインの評判もいいのである程度の価格で販売できると思う。今後は、発泡性のワインであるペティアンもオリがたまるので、機械を使い品質向上を図りたい。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第19号 令和2年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計補正予算（第2号）

榎本農林水産課長説明

歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1,450 万円を追加し、その総額を 1 億 6,730 万 7 千円とするもの。歳出では、第 1 款農林水産業費 1 項 1 目鹿ノ俣発電所費、12 節委託料で 4,188 万円を減額した。予定していた発電設備点検整備について、コロナ禍の影響で業務を行う技術員の確保が困難となり、来年度に延期したことにより減額した。24 節積立金は、今後の施設の大規模改修等に備えるため、基金積立金 5,814 万 2 千円を増額した。金額については、歳出の増減額、歳入の増額により算出している。26 節公課費は、前年度の税額が確定したことにより 203 万 8 千円を増額し、27 節繰出金は、一般会計への繰り出し金 120 万円を増額した。これは、宮久地内の農道橋において緊急的な修繕が必要となったことからその財源としたもの。4 款予備費においては、予定がないことから 500 万円を減額した。歳入では、4 款諸収入の雑入で 1,450 万円を増額した。今年 1 年を通して順調に発電が行われ 9 月の補正後 11 月 12 月が計画の発電量を上回ったことで売電収入が増加する見込み。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第22号 胎内市都市交流施設条例を廃止する条例

榎本農林水産課長説明

市ではこれまでも補助事業により取得した財産の処分制限期間となる耐用年数を経過した施設について利用状況等を勘案し希望があれば地域の方々に有効に活用してほしいとの考えのもと譲渡を行ってきたもの。このことからこれまで黒川地区の6集落で構成する大字黒川自治会を指定管理者に指定して管理運営を行ってきた黒川西町都市交流施設について、指定管理期間が満了となることから意向調査を実施したところ、譲渡を受けたい旨の申出があり、当該施設について、無償で譲渡することといたしたく、本条例の廃止についてお諮りするもの。なお、本件に関し議第30号で財産の無償譲渡についての議案を提出している。

質疑

○渡辺栄六委員

譲渡をしないでずっと指定管理を続けられるのか。

○榎本農林水産課長

指定管理が希望であれば引続き指定管理施設として継続可能。

○渡辺栄六委員

譲渡を受けると土地建物の固定資産税が生じると思うが、譲渡により新たに発生する経費はあるか。

○榎本農林水産課長

固定資産税については、地縁団体の認定を受けているので集会施設等の財産には税金はかからない。一定金額以上の修繕費は今まで農林水産課と折半してきたが、今後は自治会の負担となる。総合政策課の合併振興基金なども利用しながら修繕を図っていくことになる。

○渡辺栄六委員

譲渡を受けた側のメリットは。

○榎本農林水産課長

施設については条例で定められており、利用制限がかかっているがそれがなくなる。

○渡辺宏行委員

集会所の指定管理は黒川地区で多く、中条地区は指定管理しているところは少ない。集会所と指定管理はどういう結びつきがあるのか。

○高橋副市長

旧中条町の集会施設については、多いのは農林サイドの県の補助金を使って一定割合補助金が入り、残りの補助裏に関しては一部町の補助を除けば全部集落で負担している。所有権は町内集落が所有している。柴橋と竹島以外は町内集落の所有になっていて指定管理ではない。旧黒川村では、県の補助は入れているが補助裏に関して村で負担してきている。そのやり方をしたところの所有は旧黒川村になっている。合併前は、一定の使用料を村に納めて使用していた。合併後、不特定多数の方が集会施設として使うことが可能な施設なので指定管理にそぐうと判断しその時点から賃借料はもらわなくなった。ただし、耐用年数が過ぎた場合は、町内集落と協議し無償譲渡している。

○渡辺宏行委員

新しく建て替える場合は、指定管理だから市で建て替えるのか。

○高橋副市長

取壊した後は、県の補助を受ける形にしても補助裏を市が負担して同じように指定管理することは不可能ではないが、今後一般的には、旧中条町方式のように補助裏は町内集落に負担してもらい施設の所有権も町内集落で持つ方向で考えている。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第23号 胎内市胎内農畜産物加工施設条例を廃止する条例

榎本農林水産課長説明

これまで特産品活性化推進のため委託により畜肉加工製品の製造を行ってきた胎内農畜産物加工施設について、平成30年度から事業見直しを行いながら市として必要性や有効性等を検証した結果、今年度をもって市の事業を終了することとしたことから、本条例を廃止するもの。

なお、廃止後には、現在の製造事業者に施設の貸付けを行う予定としている。

質疑

○渡辺宏行委員

胎内ハムは市の特産品か。

○榎本農林水産課長

市の特産品であると考えている。もともと黒豚のハムを販売していたが黒豚製品はやめたが、現在使用している肉は市で生育されている阿賀北ファームのぶた肉を使用していることから引続き市の特産品と考えている。

○渡辺宏行委員

市はやめて個人で事業継続するけど市の特産品としてハムはそのまま継続していく。特産品の考え方はなに。

○榎本農林水産課長

市が直接関わっていないから特産品でないということではない。胎内ビールも特産品としている。継続して販売できるある程度の製造量があり、市の資源を活用した製品を販売するものを特産品として進めていいと思う。

○渡辺宏行委員

一般的に考えてこの施設で市が委託してきたものをやめる。市がやめる事業を胸張って特産品というのはいかがなものか。

○高橋副市長

市が直接このような事業を行っていくべきなのか。それとも民間でできることに関しては行政をスリムにしながら民間に任せていくものかという議論になってくる。ビール園はいい例である。税制上地ビールは年間 60 キロリットル作らないといけないと定められているが、市でやっていた時の最低時は 9 キロリットルと非常に少なかった。民間では 60 キロリットルをクリアし素晴らしい業績を上げていた。我々のできなかったことが民間であればできているところもある。一般的な意味の特産品と黒川村が一定の直営の部分で行ってきた特産品とは意味合いが少し違ってきていると思う。食肉加工も今やっている方が情熱をもって続けていきたいとの話をもらっている。技術的にも 9 年間市と一緒にやってきている事業者である。民間の自由な発想の中で事業継続してもらいたいと考えている。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第24号 胎内市堆肥センター条例を廃止する条例

榎本農林水産課長説明

これまで市直営で管理運営を行ってきた黒川堆肥センターの管理運営について、胎内市農業協同組合と協議を重ねてきたところで来年度から畜ふんの受入れから、生産、販売、散布作業まで一貫して行う体制の下、効率の良い堆肥の提供体制の構築と施設運営により農業者へのサービス向上につなげ、長期的な資源循環型農業の推進を図っていくため、胎内市農業協同組合へ施設を無償貸付けし、管理運営を移行することとした。本条例を廃止するもの。運営の移行によりJA胎内市でも推進する堆肥専用による土づくりが促進され気候変動等に対応したコメの品質向上・安定生産につながるものと期待される。

質疑

○坂上清一委員

今年から荷受けも有料になったが、収支はいくらか。

○榎本農林水産課長

堆肥の荷受け分の利用料が約 200 万円。まだ運営収支については赤字だが、赤字幅が今まで 500 万円ぐらいあったものが 300 万円程度に運営状況はよくなってきている。あわせて堆肥の価格も上げたのでその効果もあって改善されてきている。

○坂上清一委員

散布料を合わせるとトントンくらいになる見積もりなのか。

○榎本農林水産課長

受入れから製造、販売、散布までは、これまでも農協が散布組合を運営するにあたっていくら出していた。一体的に行うことにより効率の良い運営ができるのではないかと。赤字部分も少しずつ解消されていくのではと考えている。

○羽田野孝子副委員長

市で 180 万円持ち出してやりくりできていると思うが、農協が引き受けたのは。

○榎本農林水産課長

先ほども説明したが、市がやめるわけでない。より効率の良い散布活動ができて暑い夏にも対応できる土づくりができることから農協も市も一緒にやっている。農協と堆肥の散布の大切さを協議してきた中で引き受けの話が進められてきた。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第25号 胎内市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

田中地域整備課長説明

道路法施行令の一部改正によるもので新旧対照表により説明する。第3条占用料の減免(1)は、道路法施行令における応急仮設住宅の規定が第11条の9第1項に改正されたため改めるもの。別表第2条関係については、道路法施行令の一部改正に伴い県の道路占用料が改定され、令和3年4月1日から施行されることから当市の道路占用料についても県に準じて改定するものである。別表のとおり占用料の単価が1から2割上がる。Aにある数値を乗じて得た額となっている物件については、単価が下がるものもある。当市の道路占用料の令和元年度の決算額は約1,380万円だったので市の物件はそのほとんどが電柱や管類であるので約200万円ほど増えると試算している。参考までに県内20市の内9割が県の単価に準じ3月議会に上程する予定。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第29号 胎内市森林環境譲与税基金条例

榎本農林水産課長説明

第1条の設置目的であるが、森林環境譲与税を原資とし、今後、本市が実施する森林の整備及びその促進に要する経費に充てるため、基金を設置するもの。第2条では積立金は一般会計予算で定めることとし、用途は第6条で第1条の目的を達成するための経費に充てるとしている。この森林環境譲与税については、令和元年度から譲与された。今年度は約750万円を見込んでおり、用途としては意向調査、補助金、森林整備委託、松くい対策、林道整備にかかる経費約470万円と見込んでいる。このことから、残りの280万円を補正予算に計上し積み立てを予定している。なお、今後この積立金をどの事業に充てていくかは定まっていな

いが有効な事業を選定し活用を図っていききたい。

質疑

○八幡元弘委員

森林環境譲与税から森林環境税に切り替わるのか。

○榎本農林水産課長

森林環境税については、2、3年後国民から1,000円を国が徴収し、自治体に森林環境譲与税として譲与するもの。

○渡辺宏行委員

松くい虫の防除も対象になるのか。

○榎本農林水産課長

国と県の補助金が入った補助裏に充てることはできない。あくまでも市が単独で行った分についての原資とする。

○渡辺宏行委員

国有林の関係、例えばスキー場の部分などの整備は国なのか。

○榎本農林水産課長

国の事業で行うことになる。この環境譲与税は私有林の主に人工林を対象としている。あとは市の林もこの財源を使える。

○渡辺俊委員

3年後1,000円納めるものが原資となるが、なぜ令和元年度からきたのか。

○榎本農林水産課長

始まった5年後から国民から1,000円もらう。財源については国が借金をして割り当てを

している。前倒しで国が借金をして譲与税を譲与している。

○渡辺俊委員

市は国にいくら納めることになるのか。国から県におりて市におりてくるのか。その割合は。

○榎本農林水産課長

市民が払う金額は試算していない。令和元年度で約 350 万円譲与税がきている。今年度は約 750 万円、来年度も 750 万円、その後だんだん増えていく。令和 10 年度くらいには 1,150 万円くらいになる。国が借金を返済した後だんだん増えていく形になっている。

○渡辺俊委員

市民が払う税金が戻ってくるのは他市町村に比べ多いのか。

○榎本農林水産課長

譲与の基準がある。人工林の面積が 50% 配分される。森林に関する就業者割が 20%、市の人口割が 30%。この割合によって定められている。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 30 号 財産の無償譲渡について

榎本農林水産課長説明

先ほどの【議第22号】で説明したとおり、黒川西町都市交流施設に係る財産の無償譲渡である。譲渡する財産は、土地は東牧字中山136番79の宅地。地籍は455平方メートル、参考評価額は5,778,500円。建物について、構造は木造平屋建て1棟、延べ床面積は150平方メートル

ル、参考評価額は2,833,200円。譲渡の相手方は大字黒川自治会 代表者小野豊嗣さん。譲渡後の使用目的は引き続き地域の集会施設として使用するもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 36 号から議第 47 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

榎本農林水産課長説明

議第 36 号下館集落開発センターから議第 47 号前山台集会施設までの 12 施設については、現在指定管理者に指定し地元の自治会が管理を行っているが、令和 3 年 3 月 31 日で指定期間が満了になることから、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間、引き続き地元の自治会を指定し、管理を行わせたくお諮りするものである。

なお、関係集落の区長には意向を確認し了解をもらっている。

質疑

○渡辺栄六委員

集会施設の指定管理料が発生する場合と生じない場合は。例えば、竹島ふれあいセンターは 24,000 円、柴橋ふれあいセンターは 210,000 円指定管理料が生じている。提出議案では指定管理料が生じていないが違いは何か。

○高橋副市長

柴橋、竹島両施設については、全部集落で使っているわけではなく一部遺物の保管など集落以外で使っているスペースがあることからそちらの管理をお願いしている料金になる。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

閉会（11:01）